

《法改正等に伴う内容訂正のお知らせ》

『労働法務士認定試験 公式精選問題集』

■法改正等に伴う内容訂正は、以下の通りです。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
100	問題 51 の肢エ	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>	<u>小学校第三学年修了前</u> の子	法改正
101	解説 51 の肢イ 肢エ	肢イ 1 行目の【 <u>当該事業主に 1 年以上継続して雇用されており、かつ、</u> 】まで 肢エ <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> 下から 2 行目の【 <u>子の看護休暇</u> 】	削除 <u>小学校第三学年修了前</u> の子 子の <u>看護等</u> 休暇	
102	問題 52 の肢エ	1 行目の【 <u>同一の事業主に 1 年以上継続雇用され、かつ</u> 】まで	削除	法改正
103	解説 52 の肢エ	1 行目の【 <u>同一の事業主に 1 年以上継続雇用され、かつ</u> 】まで	削除	
180	問題 91 の肢エ	最大 <u>7</u> 割	最大 <u>8</u> 割	法改正
181	解説 91 の肢エ	2 行目の <u>2018 年 1 月</u> 以後 3 行目の最大 <u>7</u> 割	<u>2024 年 10 月</u> 以後 最大 <u>8</u> 割	
182	問題 92 の肢ア 肢イ	就業手当は、職業についた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であって、当該職業についた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である受給資格者に支給される。 就業手当を支給したときは、当該就業手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされる。	就業手当は廃止された。	法改正
182	問題 92 の肢ウ	待 <u>機</u> 期間	待 <u>期</u> 期間	誤字
183	解説 92 の肢ウ	待 <u>機</u> 期間	待 <u>期</u> 期間	
191	解説 96 の肢ウ	勤労者財産形成 <u>住</u> 宅貯蓄契約 勤労者財産形成促進法 6 条 <u>5</u> 項	勤労者財産形成 <u>年</u> 金貯蓄契約 勤労者財産形成促進法 6 条 <u>3</u> 項	誤植